<大学において修得することが必要な最低単位数の詳細>				特例を適用しない 場合の要件	
取得可能な免許状の種類			おける要件 . (一種、二種 共通)	一種 免許状 (大卒)	二種 免許状 (短大卒)
教養 科目			− (※ 1)	8	8
教科及び教職に関する科目	領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	_ 2(<u>%</u> 2)	16	12
	理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	6
		教職の意義及び教員の役割·職務内容(チ-ム学校運営への対応を含む。)	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び 学校安全への対応を含む。)	2(※1)		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	_		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	_		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネシ・メントを含む。)	1		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	(※2)	4	4
		幼児理解の理論及び方法	1		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	_		
	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習		5 2	5 2
大学が独自に設定する科目			_	14	2
合計単位数			8	59	39
※1「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意 ※2「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて2単位を修得。					

^{※17}教育に関する社会的、制度的文は程色的争項」の子修にめたりでは、日本国憲法の内容(2977)第20条(教育を受ける権利)が取り扱われるより留息
※2「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて2単位を修得。